

○東村山市難病患者福祉手当支給条例施行規則

平成4年3月17日

規則第8号

改正 平成4年9月22日規則第58号
平成5年9月24日規則第50号
平成5年12月8日規則第58号
平成6年9月28日規則第69号
平成7年3月1日規則第5号
平成7年10月6日規則第61号
平成8年1月18日規則第2号
平成8年4月26日規則第39号
平成8年9月18日規則第76号
平成9年1月29日規則第1号
平成9年5月7日規則第26号
平成9年11月13日規則第68号
平成10年1月13日規則第2号
平成10年5月18日規則第45号
平成10年9月21日規則第82号
平成10年11月30日規則第90号
平成12年5月9日規則第45号
平成13年7月2日規則第53号
平成14年6月14日規則第47号
平成14年9月30日規則第74号
平成15年3月27日規則第25号
平成15年8月27日規則第56号
平成16年9月24日規則第50号
平成17年7月5日規則第38号
平成17年12月15日規則第56号
平成18年6月8日規則第42号
平成19年3月30日規則第19号

平成21年12月28日規則第83号

平成26年12月26日規則第86号

平成28年3月25日規則第14号

平成29年6月28日規則第54号

(目的)

第1条 この規則は、東村山市難病患者福祉手当支給条例（平成4年東村山市条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(疾病)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める疾病は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号。以下「都助成規則」という。）により指定された疾病とする。

(継続治療が必要な者の範囲)

第3条 条例第3条第1項に規定する継続治療が必要なものとは、法による医療受給者証又は都助成規則による医療券（以下「医療受給者証等」という。）の交付を受けている者とする。

(施設)

第4条 条例第3条第2項第5号に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設であつて、国又は地方公共団体若しくは社会福祉法人の設置する施設
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設
- (5) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設
- (6) 前各号に掲げるもののほか、援護が国又は地方公共団体の負担において行われている

施設であつて、市長が定める施設

(受給資格の認定の申請)

第5条 条例第5条の規定による受給資格の認定の申請は、難病患者福祉手当認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 医療受給者証等の写し（都助成規則による医療券により同規則に定める疾病を確認できない者にあつては、当該疾病であることを証する医師の診断書）

(2) 本人及びその扶養義務者の当該年度の市民税非課税証明書（4月から7月までの間に行う申請にあつては、前年度の市民税非課税証明書）

(認定及び非該当の通知)

第6条 市長は、申請があつたときは、条例第3条に定める支給要件に該当しているか否かを審査し、受給資格があると認めたときは、難病患者福祉手当認定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査の結果受給資格がないと認めたときは、難病患者福祉手当非該当通知書（第3号様式）により当該申請者に通知する。

(支払時期の特例)

第7条 条例第6条第2項ただし書に規定する特別の事情とは、受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号の一に該当する場合をいう。

(1) 受給資格が消滅したとき。

(2) 支払時期が経過した後において支払うとき。

(3) 災害、疾病等市長が特に必要と認める事由があるとき。

(受給資格消滅の通知)

第8条 市長は、条例第7条の規定により、受給者の受給資格が消滅したときは、難病患者福祉手当受給資格消滅通知書（第4号様式）により当該受給者であつた者に通知する。ただし、同条第1号に該当する場合は、この限りでない。

(未支払手当)

第9条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていないものがあるときは、その未支払の手当は、その者の同居の親族に支払う。

2 前項の未支払の手当の請求は、未支払難病患者福祉手当請求書（第5号様式）により行わなければならない。

(手当の返還請求)

第10条 条例第8条の規定による手当の返還請求は、難病患者福祉手当返還請求書（第6号様式）により手当を返還すべき者に通知して行う。

（届出）

第11条 条例第9条第1項の規定による届出は、難病患者福祉手当受給者異動届（第7号様式）により行わなければならない。

2 条例第9条第2項の規定による届出は、毎年6月1日から7月31日までの間に、難病患者福祉手当受給者現況届出書（第8号様式）に、受給者及びその扶養義務者の当該年度の市民税非課税証明書を添えて行わなければならない。

（支払の一時差止めの通知）

第12条 市長は、条例第12条の規定により支払の一時差止めを行うときは、難病患者福祉手当支払一時差止め通知書（第9号様式）により当該受給者に通知する。

（公簿等の確認）

第13条 市長は、この規則の規定により申請書又は届出書を添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（記録整理）

第14条 市長は、手当の支給状況等に関する記録を電子計算機に入力し、整理しておくものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

（現況届出期限の特例）

2 平成18年度における条例第9条第2項の規定による届出の期限については、第11条第2項の規定にかかわらず、平成18年7月1日から同年8月31日までとする。

附 則（平成4年9月22日規則第58号）

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

ただし、別表に混合性結合組織病の項を加える部分の改正規定は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成5年9月24日規則第50号）

この規則は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成5年12月8日規則第58号）

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成6年9月28日規則第69号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年10月6日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行し、平成7年10月1日から適用する。

附 則（平成8年1月18日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成8年1月1日から適用する。

附 則（平成8年4月26日規則第39号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の東村山市難病患者福祉手当支給条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の適用の日において、現に特発性拡張型（うっ血）心筋症の認定を受けている者は、新規則の規定に基づき特発性拡張型心筋症の認定を受けた者とみなす。

附 則（平成8年9月18日規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年1月29日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年5月7日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成9年11月13日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年1月13日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年5月18日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年9月21日規則第82号）

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成10年11月30日規則第90号）

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

ただし、第3条の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年5月9日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年7月2日規則第53号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第5条の規定によりリピドーシスの認定を受けている者は、この規則による改正後の別表に規定するライソゾーム病の認定を受けた者とみなす。

附 則（平成14年6月14日規則第47号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第5条の規定によりクロイツフェルト・ヤコブ病の認定を受けている者は、この規則による改正後の別表に規定するプリオン病の認定を受けた者とみなす。

附 則（平成14年9月30日規則第74号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日にこの規則による改正前の東村山市難病患者福祉手当支給条例施行規則（以下「旧規則」という。）別表の規定に基づき慢性肝炎又は肝硬変・へパトームの認定を受けていた者で、市町村民税非課税世帯（本人及びその者と同一の世帯に属する者（本人の扶養義務者が同一の世帯に属さない場合には、当該扶養義務者を含む。）全員が地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく市町村民税（同

法の特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(当該市町村民税が免除された者を含む。)である世帯をいう。以下同じ。)に属するもの(以下「受給者」という。)については、施行日から平成17年9月30日までの間(以下「経過措置期間」という。)は、旧規則別表の規定は、なおその効力を有する。

- 3 施行日に東京都内の他の区市町村に住所を有する者で東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則(平成14年東京都規則第87号)附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされたもの(以下「認定患者」という。)が市内に住所を有することとなった場合(市町村民税非課税世帯に属する場合に限る。)には、経過措置期間内に限り、旧規則別表の規定を適用する。受給者又は認定患者(以下「受給者等」という。)が東京都内の他の区市町村に転出し、引き続き再度市内に住所を有することとなった場合も、また同様とする。
- 4 前2項の規定による市町村民税の課税の有無の判定は、4月から7月までの手当については前年度分を、それらの月以外の手当については当該年度分のものを基準とする。この場合において、受給者等が経過措置期間内に市町村民税非課税世帯に属しなくなったときは、前2項の規定にかかわらず、以後はこれらの規定は適用しない。
- 5 受給者等が手当を受けようとする場合は、施行日(附則第3項の規定に該当する者については転入した日)から3月以内に、この規則による改正後の第4条の規定による申請をしなければならない。この場合において、施行日以後も継続して手当の支給を受ける受給者が施行日から3月以内に申請したときは、施行日の属する月に申請をしたものとみなす。
- 6 条例第2条に規定する要件を備えなくなった場合(附則第3項後段の規定に該当する場合を除く。)又は前項の期間内に申請をしない場合は、附則第2項及び第3項の規定は適用しない。

附 則(平成15年3月27日規則第25号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年8月27日規則第56号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東村山市難病患者福祉手当支給条例施行規則（以下「旧規則」という。）第5条の規定により汎発性強皮症の認定を受けている者は、この規則による改正後の東村山市難病患者福祉手当支給条例施行規則（以下「新規則」という。）別表に規定する強皮症の認定を受けた者とみなす。

3 この規則の施行の際、現に旧規則第5条の規定により脊髄小脳変性症の認定を受けている者で当該難病がオリブ橋小脳萎縮症に該当するときは、その者は、新規則別表に規定する多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）の認定を受けた者とみなす。

附 則（平成16年9月24日規則第50号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年7月5日規則第38号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成17年8月から平成19年7月までの月分の難病患者福祉手当に係るこの規則による改正後の東村山市難病患者福祉手当支給条例施行規則（以下「新規則」という。）第5条第2号及び第11条第2項の規定（扶養義務者に係る場合に限る。）の適用については、新規則第5条第2号中「当該年度の市民税非課税証明書（4月から7月までの間に行う申請については、前年度の市民税非課税証明書）」とあるのは「前年の所得（1月から7月までの間に行う申請については、前前年の所得）の状況を証する書類」と、新規則第11条第2項中「当該年度の市民税非課税証明書」とあるのは「前年の所得の状況を証する書類」とする。

3 この規則の施行の際、現に東村山市難病患者福祉手当支給条例施行規則の一部を改正する規則（平成14年東村山市規則第74号）附則第2項の規定に基づき受給している者については、平成17年9月までの月分の難病患者福祉手当（以下「経過措置期間手当」という。）に関しては、新規則第3条に規定する要件を満たしているものとみなす。

附 則（平成17年12月15日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表の規定は、平成17年10月1日から適用する。

附 則（平成18年6月8日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年6月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日規則第19号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日規則第83号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東村山市難病患者福祉手当支給条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成21年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新規則の規定は、平成21年10月以後の月分の難病患者福祉手当に係る認定の申請から適用し、平成21年10月前の月分の難病患者福祉手当に係る認定の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月26日規則第86号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の東村山市難病患者福祉手当支給条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により現に受給資格の認定を受けている者は、この規則による改正後の東村山市難病患者福祉手当支給条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定により受給資格の認定を受けた者とみなす。

- 3 この規則の施行の際、現に旧規則第1号様式により提出されている申請書は、新規則第1号様式により提出された申請書とみなす。

- 4 旧規則第8号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月25日規則第14号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月28日規則第54号）

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

第1号様式(第5条)

(申請先) 東村山市長

年 月 日

申請者住所 東村山市 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番地 _____
 ふりがな _____
 申請者氏名 _____
 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 電話番号 _____ (_____) _____
 個人番号 _____

難病患者福祉手当認定申請書

難病患者福祉手当の受給資格の認定を下記のように申請します。なお、支払については下記の口座に振り込みしてください。

申請者	病名	※ 医療受給者証等の写しにより確認できる場合は省略可			
	申請確認	<p>1 東村山市での手当受給状況</p> <p><input type="checkbox"/> 東村山市で受給している</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 本人が <input type="checkbox"/> 心身障害者福祉手当 <input type="checkbox"/> 障害者手当 を受給</p> <p style="padding-left: 40px;">20歳未満の方は <input type="checkbox"/> 保護者が <input type="checkbox"/> 児童育成手当(障害手当) を受給</p> <p><input type="checkbox"/> 受給していない</p> <p>2 施設入所</p> <p><input type="checkbox"/> している(施設名 _____)</p> <p><input type="checkbox"/> していない</p>			
	振込先	※申請者本人名義に限ります	銀行 組合 信用金庫	支店	口座番号

第2号様式(第6条)

年 月 日

難病患者福祉手当認定通知書

東村山市長



年 月 日付で申請のありました難病患者福祉手当につきましては、下記のとおり認定しましたので通知します。

認 定 番 号	第 号		
支 給 月 額	円		
支 給 開 始 の 年 月	年 月分から		
支 払 時 期	期 別	期 間	支払月
	第 1 期	12月分から3月分まで	4月
	第 2 期	4月分から7月分まで	8月
	第 3 期	8月分から11月分まで	12月

◎別紙の注意をよくお読みください。

この通知書は、ご本人で大切に保管してください。

第3号様式(第6条)

年 月 日

難病患者福祉手当非該当通知書

東村山市長



年 月 日付で申請のありました難病患者福祉手当につきましては、下記のとおり受給資格に該当しないので通知します。

氏 名	
住 所	
該当しない理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東村山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東村山市を被告として(訴訟において東村山市を代表する者は東村山市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第4号様式(第8条)

年 月 日

難病患者福祉手当受給資格消滅通知書

東村山市長



下記のとおり、難病患者福祉手当の受給資格がなくなりましたので通知します。

認 定 番 号	第 号
氏 名	
住 所	
受給資格がなくなった理由	
受給資格がなくなった日	年 月 日

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東村山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東村山市を被告として(訴訟において東村山市を代表する者は東村山市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第5号様式(第9条)

(請求先)東村山市長

未支払難病患者福祉手当請求書

下記の未支払分の難病患者福祉手当を支給してください。

年 月 日

住 所 :

ふりがな

氏 名 :



受給者との続柄 :

振 込 先	※上記の方の名義に限ります。	口座番号				
	銀 行 組 合 信用金庫	支店				

死亡した受給者氏名		死 亡 日	年 月 日
住 所			
受給者の生年月日	年 月 日		
未 支 払 期 間	年 月 から 年 月 まで		
未 支 払 金 額	円		
※受 付 年 月 日			
※ 審 査	未 支 払 期 間	~	
	未 支 払 金 額		円

◎ ※印欄は記入しないでください。

第6号様式(第10条)

年 月 日

難病患者福祉手当返還請求書

東村山市長



あなたが既に受給した難病患者福祉手当について、下記により返還を請求します。

記

認 定 番 号	第 号
氏 名	
住 所	
請 求 金 額	円
請 求 金 額 の 内 訳	
返 還 理 由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東村山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東村山市を被告として(訴訟において東村山市を代表する者は東村山市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第7号様式(第11条)

難病患者福祉手当受給者異動届

年 月 日

(届出先)東村山市長

氏名 _____

電話 () _____

下記のとおり難病患者福祉手当の(異動・受給資格の消滅)がありましたので届出します。

記

受給者氏名		認定番号		第	号
住所	<input type="checkbox"/> 本人	旧	東村山市 町		
	<input type="checkbox"/> 扶養義務者	新	電話 ()		
氏名	<input type="checkbox"/> 本人	旧	新		
	<input type="checkbox"/> 扶養義務者				
消滅事由	<input type="checkbox"/> 施設入所	入所施設名()			
	<input type="checkbox"/> その他	1 辞退する 2 その他 ()			
異動事由が発生した日		年 月 日			

第8号様式(第11条)

難病患者福祉手当受給者現況届出書

(届出先)東村山市長

年 月 日

受給者氏名(本人名) _____

電 話 番 号 _____ () _____

難病患者福祉手当の受給資格の現況届出書を提出します。

* 本人及び扶養義務者が今年の1月2日以降に東村山市内に転入された場合は、当該年度の市民税の証明書を提出する必要があります。

ふりがな 氏名	-----
生 年 月 日	年 月 日
現 住 所	東村山市 町 丁目 番地
病 名	※ 医療受給者証等の写しにより確認できる場合は省略可
施設入所の有無 (※)	<input type="checkbox"/> 入所していない <input type="checkbox"/> 入所している (施設名: _____)
今年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 東村山市 <input type="checkbox"/> 東村山市以外 東村山市以外にお住まいだった場合は、今年1月1日時点の住所で発行される _____ 年度の(非)課税証明書を当届出書に添付してください。
(20歳未満の場合のみ) 保護者の状況	児童育成手当の受給の有無 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(種類: <input type="checkbox"/> 育成分 <input type="checkbox"/> 障害分)

(※) 施設とは、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は障害者支援施設等を指します。入院は含まれません。

第9号様式(第12条)

年 月 日

難病患者福祉手当支払一時差止め通知書

東村山市長



あなたの難病患者福祉手当については、下記のとおり、支払いを一時差止めますので通知します。

記

認 定 番 号	第 号
氏 名	
住 所	
一時差止めの開始月	年 月分から
一時差止めの理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東村山市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東村山市を被告として(訴訟において東村山市を代表する者は東村山市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第1号様式 (第5条)

第2号様式 (第6条)

第3号様式 (第6条)

第4号様式 (第8条)

第5号様式 (第9条)

第6号様式 (第10条)

第7号様式 (第11条)

第8号様式 (第11条)

第9号様式 (第12条)